

11. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、妊娠から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・パパママ準備教室、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。

[1] 妊娠届出および母子健康手帳の交付（母子保健法第15条・16条）

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳と妊婦健診受診票、母親学級のお知らせ、赤ちゃん訪問の申し込みはがきなどが入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

□妊娠届出数

(単位：人)

区分 年度	総 数	妊 婦 週 数 (月) (再掲)						転入 妊婦 (別掲)
		満11週以下 (3か月以下)	満12～19週 (4～5か月)	満20～27週 (6～7か月)	満28週以上 (8か月以上)	分娩後	不 明	
元	2,523	2,374	109	17	16	3	4	—
2	2,446	2,330	91	13	9	3	0	—
3	2,306	2,210	70	12	10	1	3	—
4	2,276	2,166	80	12	14	2	2	—
5	2,211	2,111	65	14	13	2	6	166

※令和5年度から年度中に豊島区に転入した妊婦届出数掲載。

□母子健康手帳の交付 (単位：件)

区 分 年 度	件 数
元	2,672
2	2,527
3	2,398
4	2,380
5	2,300

(注) 再交付・双子等（2人目以降の交付を含む。東京都作成の「子供手帳モデル」に令和元年から変更。

[2] ゆりかご・としま事業

平成26年7月から出産前からの切れ目のない子育て支援を「としま鬼子母神プロジェクト」として開始した後、「ゆりかご・としま事業」として、妊婦面接および母子保健情報の提供や育児サポートを実施している。

(1) 妊婦面接（ゆりかご面接）

妊娠中のさまざまな不安を軽減し、安心して出産を迎えるためにゆりかご相談員（助産師）・保健師が面接相談を実施するとともに、応援グッズ・電子クーポンを贈呈している。

(2) としまもっと見る知る

平成26年9月1日から、女性と子育てのためのWEBサイト「としま見る知るモバイル」の配信を開始。令和3年4月12日から、母子手帳アプリ「としまもっと見る知るby母子モ」へ移行。乳幼児の誕生日登録による自動計算された予防接種時期の事前通知、健診やイベント案内の配信等とともに、妊娠中から子育て期の情報を積極的に掲載している。

(3) としま育児サポート手帳

乳幼児の健やかな成長と安心子育てを切れ目なく支援するためのツールとして、平成26年9月から、母子健康手帳交付時に別冊として配付していた。令和2年4月から母子健康手帳を東京都作成の「子供手帳モデル」に変更したことにより同等の内容が1冊にまとまったため、配付を終了した。

(4) としま育児サポーター

「としま育児サポーター」として、助産師が赤ちゃん訪問後のフォロー等きめ細かな支援を行なっている。

□妊婦面接（ゆりかご面接）

（単位：件）

年 度	区 分	面接数	面接率	支援計画数
元		1,681	61.3%	59
2		2,221	84.8%	50
3		1,545	62.1%	47
4		1,683	68.8%	55
5		2,132	89.7%	88
	池袋	1,570		61
	長崎	562		27
	（再掲）オンライン面接	11		

注）平成27年7月から開始。面接率：面接数/妊娠届数（新規＋転入）。

令和5年10月から、オンライン面接を開始した。

□ としまもっと見る知る・育児サポーター実績

年度	区分	としまもっと見る知る 年度末登録者総数（件）	育児サポート手帳交付数 （冊）	育児サポーター訪問相談 （人）
元		7,374	2,892	258
2		8,384	—	306
3		3,145	—	340
4		4,268	—	436
5		6,114	—	385

（※）令和3年度としまもっと見る知るの登録者総数：旧見る知るモバイルから引き継がれていないことによる減。

[3] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療につなげることを目的とする。前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担を最大14回までに増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった。平成28年度からは検査項目にH I V抗体検査を追加している。(東京都内の契約医療機関業務委託)

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治療院指に導て	要精密	その他
元	2,328	2,192	5	6	4	121	1	933	48	18
2	2,271	2,153	2	9	2	105	0	805	47	12
3	2,179	2,101	3	7	3	65	0	791	36	6
4	2,160	2,101	1	8	0	50	2	807	20	10
5	2,050	1,987	1	13	0	49	1	810	15	2

(注) 都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	所見内訳(延数)					区市町村への連絡事項内訳(延数)			
		異常なし	症妊娠候高血群圧	貧血	糖尿	その他	要訪問指導するを	治療院指に導て	要精密	その他
元	22,370	21,324	7	248	119	672	15	10,409	171	121
2	22,352	21,510	11	235	44	552	17	9,166	140	59
3	22,255	21,276	19	245	56	659	23	9,562	219	46
4	21,576	20,784	5	209	105	473	9	10,528	188	44
5	20,608	19,833	10	208	62	524	18	10,463	200	106

(2) 妊婦超音波検査(母子保健法第13条)

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査(妊娠後期)の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている(東京都内契約医療機関業務委託)。平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用助成を開始した。令和5年4月の妊娠届出者から、一人当たり4回分の費用助成に拡充した。

□妊婦超音波検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を 要する	経治療観 又は察は	要精密	その他
元	1,982	1,965	17	0	3	1,000	0	10
2	1,923	1,907	14	2	1	805	2	5
3	1,915	1,893	20	2	1	839	4	2
4	1,885	1,868	14	3	0	907	1	4
5	4,524	4,478	40	6	2	2,070	3	4

(3) 妊婦子宮頸がん検診

平成28年度から公費負担検査項目に追加され、原則として1回目の妊婦健康診査で実施している。
(東京都内契約医療機関業務委託)

□妊婦子宮頸がん検診

(単位：人)

区分 年度	受診票受理数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）			
		異常なし	その他	不明	要訪問指導を 要する	経治療観 又は察は	要精密	その他
元	2,199	2,161	35	3	0	866	15	6
2	2,167	2,136	30	1	2	730	11	2
3	2,064	2,035	22	7	2	751	5	0
4	2,061	2,038	18	5	1	767	9	5
5	1,967	1,938	29	0	2	784	5	0

[4] 特定不妊治療費助成

不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減をはかるため、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている区民に対し、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精、男性不妊治療）にかかった保険適用外の治療費の一部助成を平成29年7月3日から開始した。

令和4年4月に特定不妊治療が保険適用となり東京都の事業が終了したため、豊島区の事業も終了とした。申請期間は東京都の承認決定後1年以内のため、5年度も助成実績がある。

区分 年度	助成 実人数(人)	助成 延件数(件)	うち 男性不妊治療費 件数(件)
元	205	271	2
2	283	407	1
3	366	500	1
4	442	598	1
5	51	66	0

[5] 里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業

東京都契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度(里帰り等妊婦健康診査助成)を実施している。

なお、平成31年4月から、新生児聴覚検査費用の助成を開始したが、里帰り等妊婦健康診査助成と併せて申請できるよう実施している。

□里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業 (単位：人)

区分 年度	里帰り等妊婦健康診査 助成人数	内訳		新生児聴覚検査助成人数
		里帰り	助産所	
元	430	409	21	221
2	428	412	16	291
3	427	414	13	291
4	405	397	8	285
5	374	363	11	269

[6] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等になり患すると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

区分 年	助成実人数（人）
元	0
2	1
3	3
4	3
5	0

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での定期健診を無料で受けられるように保健指導票を交付している。

□事業実績 (単位：件)

区分 年度	受診件数	内訳		
		妊婦	乳児	産婦
元	72	50	13	9
2	28	20	4	4
3	44	36	4	4
4	45	33	8	4
5	73	59	7	7

[8] 妊婦のための母乳教室・プレママサロン(母子保健法第9条)

妊娠期からの母乳育児支援のための母乳教室と、産後の育児の孤立を防ぐことを目的とした妊婦の交流やグループワーク、ミニ講座を内容とするプレママサロンをゆりかご相談員（助産師）が実施している。

□事業実績

(単位：人)

年度	区分	妊婦のための母乳教室		プレママサロン	
		回数（回）	人数（人）	回数（回）	人数（人）
元		16	128	21	52
2		13	70	17	37
3		15	65	21	43
4		17	97	23	46
5		17	84	23	43
	池袋	11	55	11	16
	長崎	6	29	12	27

(※) 妊婦のための母乳教室：平成27年11月から実施。プレママサロン：平成27年12月から実施。

[9] 母親学級・パパママ準備教室(母子保健法第9条)

母親学級は、妊婦が母性の保護や出産・育児に関して正しい知識を学ぶことを目的とし、妊娠中の生理や栄養、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、保育や歯科衛生等について指導を行なっている。

パパママ準備教室は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的とし、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等について指導を行なっている。

□事業実績

年度	区分	母 親 学 級				パパママ準備教室（休日）	
		実施回数（回）		実人数（人）	受講者数（人）	実施回数（回）	受講者数（人）
		平日3日制	休日1日制				
元		33	6	308	678	23	1,116
2		16	12	289	506	24	955
3		18	12	305	473	31	1,216
4		18	12	322	484	36	1,329
5		18	12	278	373	36	1,277
	池袋		12	205	205		
	長崎	18		73	168		

(注) 母親学級は令和元年10月から、池袋は土曜日1日制、長崎は平日3日制に変更。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として定員を減らして実施。令和3年9月から、パパママ準備教室の土曜日午後を追加。

[10] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（東京都事業）

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し、精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

[11] 新生児聴覚検査

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として、平成31年4月から新生児聴覚検査を実施している。里帰り等による新生児聴覚検査助成人数は、P116の[5]里帰り等妊婦健康診査・新生児聴覚検査助成事業を参照。

□初回検査実施状況

（単位：人）

年度	確認人数	確認状況				検査結果		
		検査実施	未受診	不明	実施率（％）	パス	リファアー	リファアー率（％）
元	2,255	1,904	30	321	84.4	1,898	19	1.0
2	2,202	1,928	17	257	87.6	1,908	20	1.0
3	2,255	2,036	12	207	90.3	2,017	19	0.9
4	2,127	1,862	4	261	87.5	1,836	26	1.4
5	1,956	1,770	8	178	90.5	1,745	25	1.4

（注）パス：今のところ聞こえに問題なし、リファアー：より詳しい検査が必要。

□確認検査実施状況

（単位：人）

年度	検査実施状況			検査結果		
	対象数	検査実施	実施率（％）	パス	リファアー	リファアー率（％）
元	19	11	57.9	6	5	45.5
2	20	8	40.0	4	4	50.0
3	19	11	57.9	6	5	45.5
4	26	17	65.4	4	13	76.5
5	25	10	40.0	4	6	60.0

□精密検査実施状況

（単位：人）

年度	検査実施状況			検査結果			
	対象数	検査実施	実施率（％）	一側性難聴	両側難聴	正常	評価不能
元	5	4	80.0	1	0	3	0
2	4	4	100.0	0	1	3	0
3	5	3	60.0	1	2	0	0
4	13	11	84.6	1	3	6	1
5	6	2	33.3	0	0	2	0

[12] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、疾病にもかかりやすく、障害児の発生率も高いとされている。指定の医療機関において、適切な処置が受けられるよう、養育医療給付事業を実施している。対象は、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

[13] 自立支援医療（育成医療）（障害者総合支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者総合支援法の規定に基づく身体に障害がある年少者に対する自立支援医療（育成医療）、また、児童福祉法の規定に基づく骨関節結核又はその他の結核に罹患している年少者に対する療育給付を実施している。

□給付実績

（単位：件）

区分 年度	未熟児養育医療 給付件数（延べ人数）	育成医療申請件数	療育給付申請件数
元	157	8	0
2	154	6	0
3	170	9	0
4	160	2	0
5	190	3	0

[14] 出産・子育て応援事業

令和5年3月1日から、妊娠届出時の助産師・保健師による「ゆりかご面接」、出産後の「赤ちゃん訪問」を受けた妊産婦に対して出産・子育て応援ギフト（電子クーポン）を交付している。これにより、妊娠から出産・子育て期の切れ目ない相談・支援をより充実させている。

□出産・子育て応援ギフト

（単位：件）

区分 年度	出産・子育て応援 ギフト通知数	出産・子育て応援ギフト数
4	1,721	97
5	4,969	4,825

※令和4年4月1日から令和5年2月28日以前に出生した子の養育者も遡及措置として対象となるため、令和5年3月に申請書を通知し、申請を受けた者から順次ギフトを発送した。令和5年度のギフト数には、その人数が含まれている。

[15] 妊産婦・新生児訪問指導

（1）妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、妊娠中や産後の健康管理について指導助言している。妊婦訪問は、妊娠・出産に際し、特に健康管理や支援が必要な者や特定妊婦^{（注）}を重点に行っており、産婦訪問指導は赤ちゃん訪問時に合わせて行なっている。

（注）特定妊婦とは、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう（児童福祉法第6条の3第5項）。

(2) こんにちは赤ちゃん事業（豊島区こんにちは赤ちゃん事業実施要綱）

平成20年度から、こんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、母子の健康増進の支援および子育てに必要な情報提供を行ない、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難な時は生後60日まで）の新生児を対象とした新生児訪問（母子保健法第11条）と乳幼児全戸訪問事業（児童福祉法第6条の3）をこんにちは赤ちゃん事業として一体的に実施している。なお、出生体重2000g未満等の未熟児訪問指導（母子保健法第19条）を含んでいる。

また、訪問によって把握された要支援家庭の支援方針や内容を検討・決定するため、母子保健および子育て支援の関係機関で「こんにちは赤ちゃん事業対応会議」を実施している。

□事業実績

（単位：人）

区分 年度	出生数 (A)	赤　　ち　　ゃ　　ん　　訪　　問					妊婦訪問 実人数	産婦訪問 実人数
		訪　　問 件数 (B)	訪　　問 率 (B) / (A)	再　　掲				
				指　導　員 訪　問 実数	新　生　児 訪　問	未　熟　児 訪　問		
元	1, 936	2, 019	104. 3	1, 423	229	66	27	1, 945
2	1, 842	1, 634	88. 7	1, 124	219	43	21	1, 625
3	1, 855	1, 709	92. 1	1, 224	240	32	15	1, 680
4	1, 854	1, 688	91. 0	1, 153	215	27	14	1, 637
5	—	1, 847	—	1, 254	258	31	27	1, 790
池袋		1, 329		839	167	28	24	1, 291
長崎		518		415	91	3	3	499

出生数（A）は、人口動態統計によるため両親が外国籍の子を含まない。年度ではなく年次。

訪問件数（B）は、出生数とは母数が異なり、両親が外国籍の子および年度途中の外国籍の子を含む。

訪問率（B） / （A）は参考値。指導員は区が委託している助産師もしくは保健師。

□こんにちは赤ちゃん事業対応会議実施状況

年 度	回数（回）	検討件数（実）	検討件数（延）
元	6	8	15
2	5	5	7
3	4	5	8
4	6	7	15
5	6	5	8

[16] 産後ケア事業

家族などから十分な家事や育児の援助が受けられず、産後心身の不調・育児不安が認められる概ね産後4か月未満の母子を対象に、専門職が常駐し産後の心身のケアと育児などの指導助言を行う産後ケア施設利用料（宿泊型）の助成を平成30年度から行なっている。

年 度	申請者（人）	利用実人数（人）	利用延日数（日）	委託施設数
元	104	70	300	5
2	166	109	423	5
3	193	123	506	6
4	275	181	651	5
5	409	234	806	7

[17] 多胎児の育児支援

(1) 多胎児家庭移動経費補助事業

3歳未満の多胎児を育てる保護者に対し、保健師等が面接を実施して必要な支援につなげるとともにタクシーチケットとして使える商品券を支給している。

(単位：世帯)

区分 年度	0 歳児		1 歳児		2 歳児		合 計	
	対象数	面接数・支給件数	対象数	面接数・支給件数	対象数	面接数・支給件数	対象数	面接数・支給件数
3	50	41	38	21	36	20	124	82
4	27	26	23	21	21	8	71	55
5	24	24	29	28	25	21	78	73

(注) 年度途中で誕生日を迎えた児は年度内に2回の支給を受けている場合がある。対象数は、年度内の多胎児の出生数とは異なる。

(2) 多胎児の親子の会（ツインスマイル）

多胎児を育てる保護者が特有の悩みや困りごとを共有し、育児の工夫や解決策を情報交換する機会を支援している。

区分 年度	ツインスマイル		
	回数（回）	参加者数（人）	
		親	子
元	2	28	35
2	2	13	11
3	2	12	14
4	2	17	22
5	2	15	21

[18] 乳幼児健康診査

(1) 3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果に異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士（14. 栄養指導 [1] 一般栄養指導 集団栄養指導実施状況・内訳）・歯科衛生士（13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導 (1) 乳児健診歯科集団指導）による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度		対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 （ ％ ）	有 所 見 者 数	所 見 内 訳（延数）												精密健康診査受診票 発行数（延数）
						発 育	皮 膚	頭 部	顔 面 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経	そ の 他	
元		2,053	1,936	94.3	670	119	465	69	17	24	20	56	40	18	114	85	44	125
2		2,027	1,773	87.5	492	119	373	93	21	19	22	56	26	15	84	45	43	90
3		1,981	1,821	91.9	615	111	464	155	22	16	33	50	34	7	124	40	51	129
4		1,953	1,842	94.3	561	127	508	127	22	33	30	50	30	15	91	50	52	120
5		1,808	1,749	96.7	571	105	437	105	11	22	19	53	25	9	72	44	26	86
	池袋	1,293	1,239	95.8	385	65	289	67	8	15	13	28	17	6	59	33	22	68
	長崎	515	510	99.0	186	40	148	38	3	7	6	25	8	3	13	11	4	18

□3～4か月児精密健康診査実施状況

（単位：人）

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 （ ％ ）	結 果 把 握 数	依 頼 内 容 内 訳（延数）																						そ の 他	
				内科的					皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的						
				体 重 増 加 不 良	心 雑 音	特 異 顔 貌 ・ 変 質 徴 候	神 経 学 的 異 常 れ	発 達 の 遅 れ	そ の 他	母 斑	そ の 他	斜 視	眼 脂 ・ 流 涙	そ の 他	外 耳 奇 形	そ の 他	鼠 径 ヘル ニア	そ の 他	停 留 辜 丸 ・ 移 動 辜 丸	陰 の 水 腫	そ の 他	股 関 節 の 異 常	内 反 足	そ の 他 の 四 肢 の 異 常	斜 頸		胸 郭 の 異 常
元	142	73.2	104	1	4	0	0	2	0	8	3	0	0	1	2	0	0	0	0	3	71	0	3	1	0	2	3
2	90	64.4	58	2	2	0	2	1	0	1	2	0	1	0	0	0	2	1	0	1	36	1	1	4	0	0	1
3	129	83.7	108	0	3	0	0	4	1	4	0	0	1	1	0	1	2	1	3	0	84	0	2	0	0	0	1
4	120	87.5	105	6	4	0	1	3	0	4	1	0	0	0	1	0	2	2	0	2	70	3	2	0	0	3	1
5	86	72.1	62	1	3	0	0	1	2	4	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	45	0	1	1	0	0	1

（注）年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
元	2,053	1,905	92.8	1,831	32	40	2	1,093	10	35	2
2	2,027	1,730	85.3	1,666	25	39	0	1,017	6	32	0
3	1,981	1,693	85.5	1,641	16	36	0	953	12	22	0
4	1,953	1,752	89.7	1,691	20	41	0	892	16	38	0
5	1,808	1,665	92.1	1,603	23	39	0	1,021	10	20	3

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	結果通知受理状況							
				総合判定(実数)				今後の指導(延数)			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診医療機関実施	区で実施	他機関管理中	その他
元	2,053	1,824	88.8	1,755	29	39	1	1,005	11	34	0
2	2,027	1,647	81.3	1,597	22	28	0	912	4	22	2
3	1,981	1,615	81.5	1,571	10	34	0	903	14	21	0
4	1,953	1,683	86.2	1,620	24	39	0	924	9	37	5
5	1,808	1,606	88.8	1,553	16	37	0	922	12	24	0

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、心理相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□1歳6か月児健康診査

（単位：人）

区分 年度	対象者数	委 託 実 績			保 健 指 導		
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精 密	受診者数	受診率(%)
元	2,059	1,791	119	87.0	0	1,752	85.1
2	1,984	1,788	118	90.1	0	1,725	86.9
3	1,867	1,642	116	87.9	0	1,588	85.1
4	1,760	1,532	114	87.0	0	1,565	88.9
5	1,844	1,587	104	86.1	0	1,623	88.0
池袋	1,267	1,077	39	85.0	0	1,108	87.5
長崎	577	510	65	88.4	0	515	89.3

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

（単位：人）

区分 年度		健康 診 査 受 診 者 数 1歳6か月児	心理 相 談 実 施 数	相 談 項 目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問 題 な し	精 神 発 達	こ と ば	く せ	行 動 ・ 性 格	社 会 性	生 活 習 慣	養 育 者	家 庭 ・ 環 境	疾 患 ・ 障 害	そ の 他
心 理 相 談	元	1,752	108	187	1	3	79	0	52	27	3	13	6	0	3
	2	1,725	109	184	6	3	79	4	45	28	1	7	4	3	4
	3	1,588	117	207	7	3	89	2	50	33	2	11	3	0	7
	4	1,565	124	208	4	5	101	1	44	28	0	11	7	1	6
	5	1,623	125	231	2	9	103	2	53	27	2	16	10	1	6
	池袋	1,108	96	198	2	8	79	2	49	23	2	16	10	1	6
	長崎	515	29	33	0	1	24	0	4	4	0	0	0	0	0

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

区分 年度		予約者数	実施数 (延数)	相談項目	相談項目内訳（延数）										
					問題なし	精神発達	ことば	くせ	行動・性格	社会性	生活習慣	養育者	家庭・環境	疾患・障害	その他
元		160	137	282	3	10	101	1	75	62	3	14	4	5	4
2		176	158	312	2	7	128	4	70	74	5	9	7	2	4
3		167	145	264	4	3	120	2	60	57	4	8	4	2	0
4		180	164	327	6	8	134	3	78	63	7	8	8	5	7
5		193	171	338	15	10	143	3	86	50	3	14	6	0	8
	池袋	120	110	227	5	8	90	2	64	33	2	11	6	0	6
	長崎	73	61	111	10	2	53	1	22	17	1	3	0	0	2

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

（単位：人）

区分 年度	参加者（対象児）		相談項目内訳（延数）				OT 指導数	西部子ども家庭 支援センター 紹介
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	他		
元	25	60	60	0	0	0	25	8
2	15	33	33	4	5	0	10	6
3	18	55	45	0	3	0	15	4
4	22	55	52	0	3	0	15	10
5	17	47	44	5	0	0	13	4

（注）平成23年度から、西部子ども家庭支援センター（OT、支援ワーカー）と共同事業で、月1回池袋保健所にて実施。

（4）3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、13. 歯科保健 [2] 歯科集団指導を参照。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

（単位：人）

区分		対象者数	受診者数 (実数)	受診率 (%)	有所見者 (実数)
年度					
	元	1, 963	1, 754	89. 4	390
	2	1, 987	1, 874	94. 3	415
	3	1, 920	1, 760	91. 7	413
	4	1, 789	1, 685	94. 2	628
	5	1, 726	1, 603	92. 9	599
	池袋	1, 192	1, 097	92. 0	382
	長崎	534	506	94. 8	217

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有 所 見 者 数	所 見 内 訳 (延 数)													尿 蛋 白 陽 性 (再 掲)	受 診 票 発 行 数	精 密 健 康 診 査 受 診 者 数
		発 育	皮 膚	頭 部・ 顔 面・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部・ 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部 四 肢	運 動	精 神	言 語	日 常 習 慣	そ の 他			
元	390	91	125	13	110	72	41	54	32	10	43	115	39	47	15	125	121
2	415	86	89	12	135	89	52	39	35	9	46	132	81	73	4	159	117
3	413	60	92	12	137	100	37	43	24	7	51	163	65	76	6	198	135
4	628	65	103	14	410	97	43	37	30	5	45	143	57	79	11	439	308
5	599	75	63	18	370	109	27	40	29	10	46	126	45	128	22	400	291
池袋	382	37	39	10	246	35	13	19	5	7	23	73	28	77	19	246	182
長崎	217	38	24	8	124	74	14	21	24	3	23	53	17	51	3	154	109

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 率 （ % ）	結 果 把 握 数	依頼内容内訳(延数)																									
				内科的				皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的			精神・言語		その他				
				低 身 長	心 雑 音	尿 蛋 白 陽 性	蛋白 以外 の尿 の異常	そ の 他	母 斑	そ の 他	視 力 の 異 常	斜 視	そ の 他	聴 覚 の 異 常	そ の 他	鼠 径 ヘル ニア	そ の 他	停 留 嚥 丸・ 移動 嚥 丸	包 茎	そ の 他	X 脚	その 他の 四肢 の異常	胸 郭 の 異常	そ の 他	精 神 発 達 遅 滞	言 語 発 達 遅 滞	そ の 他		
元	125	96.8	121	20	8	5	20	2	1	0	31	6	0	11	0	0	1	12	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
2	159	68.6	109	10	14	2	12	0	1	1	35	2	1	15	1	3	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
3	198	68.2	135	6	11	2	12	0	0	1	53	5	5	20	4	0	0	11	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2	
4	439	70.2	308	4	18	1	16	2	0	2	※ 190	23	14	22	4	0	0	4	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0	
5	400	72.8	291	13	3	4	10	1	0	1	※ 202	23	14	22	4	0	0	4	0	5	0	1	0	1	0	1	0	0	

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

※令和4年度からSVS（スポットビジョンスクリーナー）による屈折検査を導入。

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	視 力 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 （※）	結 果 把 握 率 （％）	結 果 内 訳 （実 数）										弱 視 発 見 率 （％）	
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳（実数）									結 果 不 明 ・ 受 診 中 断 等
							弱視あり				弱視なし又は弱視の 有無不明					
							不同視 弱視	斜視 弱視	屈折 弱視	その他 ・種類不明 の弱視	斜視 （偽内 斜視を 除く）	屈折 異常	その他 の疾患			
元	1,754	49	37	75.5	7	30	2	0	10	1	4	9	4	0	0.7	
2	1,874	58	35	60.3	13	21	3	0	10	1	1	2	4	1	0.7	
3	1,760	78	63	80.8	15	46	8	1	13	3	2	4	15	2	1.4	
4	1,685	345	227	65.8	46	169	17	3	31	2	8	46	62	12	3.1	
5	1,603	317	224	62.9	47	156	8	2	32	4	8	94	8	21	2.9	

(注) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位:人)

区分 年度	聴 覚 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 （※）	結 果 把 握 率 （％）	結 果 内 訳（実 数）									感 音 難 聴 発 見 率 （％）	難 聴 発 見 率 （％）
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳（実数）						結 果 不 明 ・ 受 診 中 断 等		
							感 音 難 聴	滲出性中耳炎		言語発達 遅滞	その他の疾患				
								難 聴 あ り	難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 な し 又 は 難 聴 の 有 無 不 明	難 聴 あ り			
元	1,754	17	11	64.7	8	3	2	0	0	0	0	0	1	0.1	0.1
2	1,874	22	15	68.2	11	4	0	0	0	0	2	2	0	0.0	0.1
3	1,760	36	23	63.9	11	10	2	0	1	0	2	5	2	0.1	0.2
4	1,685	42	26	61.9	9	12	1	2	0	0	5	4	5	0.1	0.5
5	1,603	31	22	71.0	8	7	0	2	1	0	3	1	7	0.0	0.3

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

（単位：人）

区分 年度		健康診査 3歳児 受診者数	心理 相談 実施数	相 談 項 目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問題なし	精神発達	ことば	くせ	行動・性格	社会性	生活習慣	養育者	家庭・環境	疾患・障害	その他
心理 相 談	元	1,754	98	225	5	10	57	8	63	40	6	11	7	15	3
	2	1,874	85	152	5	2	43	4	49	24	5	5	3	9	3
	3	1,760	103	209	2	7	62	2	69	32	1	6	12	15	1
	4	1,685	102	201	1	6	60	6	61	37	0	10	8	11	1
	5	1,603	99	193	2	5	50	6	71	33	3	5	9	7	2
	池袋	1,097	76	169	2	5	39	5	61	33	3	3	9	7	2
	長崎	506	23	24	0	0	11	1	10	0	0	2	0	0	0

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

（単位：人）

区分 年度		予約者数	実施数 (延数)	相 談 項 目 (延数)	相談項目内訳（延数）										
					問題なし	精神発達	ことば	くせ	行動・性格	社会性	生活習慣	養育者	家庭・環境	疾患・障害	その他
心理 相 談	元	43	42	92	1	2	16	0	30	28	1	5	3	1	5
	2	37	37	90	1	4	17	1	24	22	1	4	3	6	7
	3	30	29	68	0	3	16	0	22	16	1	2	3	4	1
	4	31	31	73	0	1	17	0	23	21	0	6	1	2	2
	5	25	25	61	1	2	16	2	15	12	4	3	4	1	1
	池袋	18	18	45	0	1	12	2	11	8	4	2	4	1	0
	長崎	7	7	16	1	1	4	0	4	4	0	1	0	0	1

(5) 乳幼児経過観察（母子保健法第13条）

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

区分 年度		回 数(回)	延人数(人)
元		36	119
2		17	67
3		27	110
4		36	107
5		36	81
	池袋	24	57
	長崎	12	24

[19] 乳幼児健康相談（母子保健法第9条）

池袋保健所管内3か所（区民ひろば駒込・南大塚・西池袋）・長崎健康相談所管内3か所（長崎健康相談所・区民ひろば要・高松）にて、乳幼児の保健指導・栄養指導及び歯科相談を実施している。

□相談実施状況

区分 年度	回数 (回)	利用者数 (人)	池 袋		長 崎	
			回数 (回)	利用者数 (人)	回数 (回)	利用者数 (人)
元	38	1,032	16	286	22	746
2	37	476	14	155	23	321
3	41	513	11	108	30	405
4	48	611	18	171	30	440
5	48	616	18	149	30	467

〔20〕普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。

☐ 来所者状況

(单位：人)

区 分 年 度	来 所	内 訳								
		児 3 健 ヲ 康 4 診 か 査 月	健 1 康 歳 診 6 査 か 月 児	健 3 康 歳 診 歳 査 児	パ [○] 母 パ [○] 親 マ [○] 学 マ [○] 級 準 [○] 備 [○] 教 [○] 室 [○]	歯 乳 科 幼 健 健 診 児	保 区 護 内 者 等 外	行 政 機 関	・ 教 育 学 関 係 生 者	・ マスコミ（新聞 雑 誌 等）
元	7,253	1,322	1,205	1,225	1,320	2,111	28	0	42	0
2	6,472	1,205	1,144	1,294	1,141	1,639	0	0	49	0
3	7,666	1,242	1,055	1,182	1,689	2,469	8	0	21	1
4	6,983	1,280	1,054	1,150	1,561	1,897	0	0	41	0
5	6,850	1,239	1,107	1,097	1,482	1,894	4	0	21	6

□心肺蘇生訓練狀況

区分 年度		回数(回)	人数(人)
元		5	198
2		1	24
3		3	52
4		4	81
5		4	64
	池 袋	2	24
	長 崎	2	40

※この他、区内の保育園等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

(2) 母乳・卒乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

年度	区分	母乳教室		卒乳教室	
		回数 (回)	人数 (人)	回数 (回)	人数 (人)
元		20	78	12	136
2		19	52	14	72
3		21	105	14	75
4		21	71	15	59
5		21	77	15	55
	池 袋	9	39	3	18
	長 崎	12	38	12	37

(3) 子育て講座

初めての子育てをしている母親を対象に子育てを応援する講座を開催している。

□池袋：ようこそ新米ママのひろば

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
元		11	96	96
2		9	62	62
3		10	79	79
4		12	98	98
5		12	108	107

□長崎：子育て講座

年度	区分	実施回数 (回)	参加者数(人)	
			親	子
元		3	51	51
2		4	31	31
3		6	53	54
4		6	37	38
5		6	42	41

(4) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を長崎健康相談所で実施している。

令和5年度は「乳幼児のスキンケア～大切な肌を守るためにやりたいこと～」というテーマで実施した。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
元		1	49
2		0	0
3		0	0
4		1	36
5		1	51

(5) 離乳食講習会等

14. 栄養指導 [1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導を参照。

年度	区分	回数 (回)	延人数 (人)
元		37	1,259
2		28	828
3		39	1,084
4		42	1,200
5		42	1,299
	池袋	36	1,199
	長崎	6	100

[21] 要支援家庭の相談・支援（母子保健法第5条）

(1) グループミーティング「おかあさんのお休み時間」

長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下で、グループミーティングを実施している。

区分 年度	おかあさんのお休み時間	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)
元	11	58
2	11	40
3	12	55
4	12	45
5	11	46

(2) 要支援家庭の把握と支援

ゆりかご面接や赤ちゃん訪問および乳幼児健康診査等の様々な機会を通じて、特定妊婦や要支援家庭を把握し、その支援をするとともに、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携して子ども虐待の防止に努めている。